

(素案)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画【概要版】

(※室蘭市地域防災計画内、第3編地震・津波防災計画 第6章として編入)

1. 計画の目的

この計画（以下、「推進計画」という。）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下、「特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

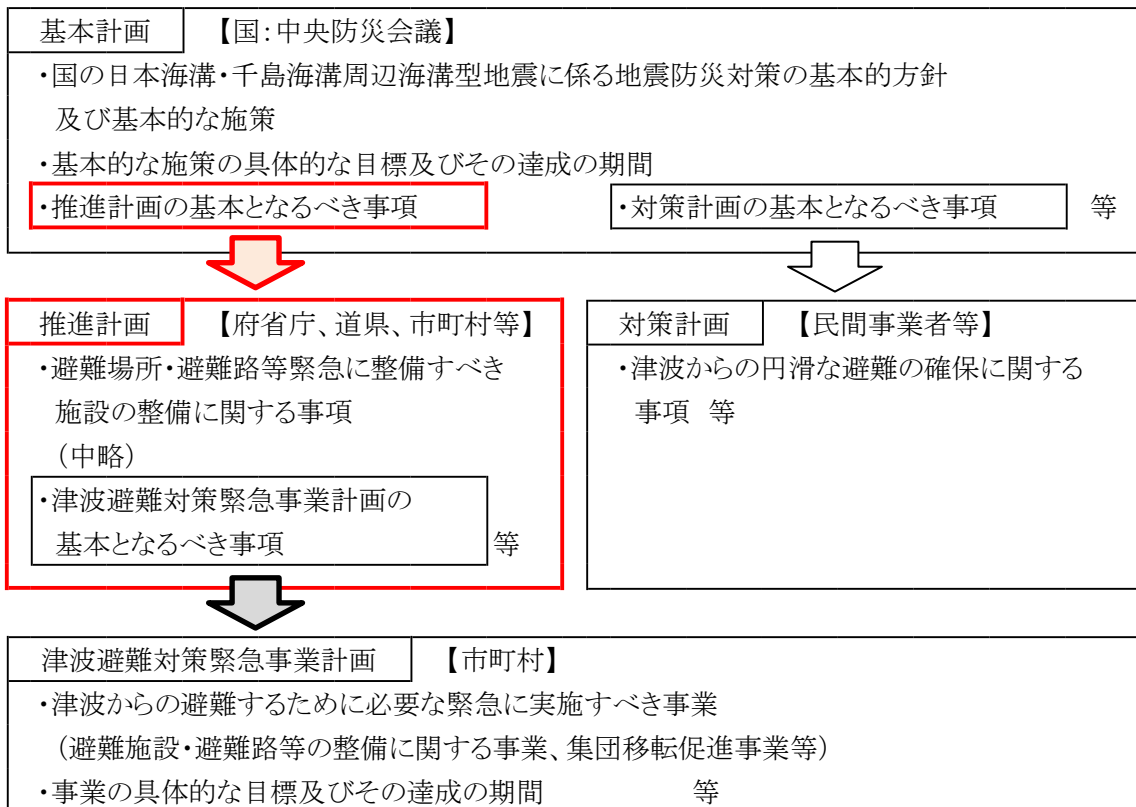
本市は、令和4年9月30日に推進地域に指定されたことに伴い、室蘭市地域防災計画（以下、「市防災計画」という。）の改定に合わせて推進計画を策定する。

2. 計画の位置付け

特措法に基づき、以下のとおり位置付ける。

- ・本市が策定する推進計画として、市防災計画に位置付ける。
- ・国が定める日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画を基本とする。

3. 特措法に基づく地震防災対策の体系



#### 4. 推進計画において定める事項

- (1). 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2). 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- (3). 関係者との連携協力の確保に関する事項
- (4). 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項
- (5). 防災訓練に関する事項
- (6). 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- (7). 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

#### 5. 津波避難対策緊急事業計画について

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波から避難するために必要な緊急に実施すべきハード整備等の事業について、その具体的な目標及び達成の期間等を定めるもので、内閣総理大臣の同意を経て、国庫補助の嵩上げが適用となる。

本市は、令和4年9月30日に津波避難対策特別強化地域に指定されたことにより、計画策定の対象となっている。

このことを踏まえ、前項4. 推進計画に定める事項に示されている7項目の内、(7)について、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間を次のとおり定めた。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
東地区	避難施設、避難路の整備	3箇所	令和7～9年度

#### 6. 推進計画の主な内容

- (1). 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
  - ・ 防災活動拠点となる建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
  - ・ 指定緊急避難場所（一次避難場所、津波避難ビル）の適切な指定
  - ・ 避難経路となる道路等の安全確保
  - ・ 寒冷地対策として必要な備蓄品や資機材等の整備
- (2). 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
  - ・ 津波に関する情報の伝達及び避難指示の発令等の体制
  - ・ 地域住民等の避難行動に係る避難目標及び避難方法
  - ・ 避難場所及び避難所の運営・安全確保
  - ・ 早期避難への意識の普及・啓発
  - ・ 消防団等の防災関係機関との連携
  - ・ 防寒対策を含めたライフラインの早期復旧
  - ・ 避難情報の伝達及び安否情報に係る通信・放送の確保
  - ・ 公共施設等の安全対策及び避難施設の活用

- ・ 迅速な救助・救急活動の実施体制
- (3). 関係者との連携協力の確保に関する事項
- ・ 自治体等との防災協定等による応援体制
  - ・ 関係機関との相互応援協定による資機材、人員等の配備手配
  - ・ 防寒対策を踏まえた物資の備蓄・調達
- (4). 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項
- ・ 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等
  - ・ 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知
  - ・ 災害応急対策をとるべき期間等
  - ・ 日頃からの備えの再確認や、避難等の防災対応をとる旨の呼びかけ
- (5). 防災訓練に関する事項
- ・ 防災訓練の年1回以上実施
  - ・ 避難時の低体温症のリスク、積雪等による避難の遅れ等を踏まえた訓練
  - ・ 要配慮者等への支援体制の整備、被災時の男女のニーズの違いへの対応
- (6). 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- ・ 市職員等に対する教育
  - ・ 地域住民等に対する防災知識、地震・津波情報に関する教育・広報
  - ・ 生活必需品の備蓄、防寒対策に係る非常持ち出し品等の備えへの啓発
- (7). 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
- ・ 避難対策が必要な地区の絞り込み
  - ・ 避難施設及び避難路の整備等に係る目標及び達成期間